

令和6年度

小金井市の健全化判断比率等について

地方公共団体財政健全化法

1	地方公共団体財政健全化法とは	2
2	従来の制度との相違	2
3	健全化判断比率等	2
4	健全化基準（令和6年度）	3
5	小金井市の健全化判断比率等の対象会計範囲	4
6	早期健全化団体になると？	4
7	財政再生団体になると？	4
8	計画の実施状況は？	5
9	議会や監査委員との関係は？	5

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1	健全化判断比率	6
	(1) 実質赤字比率	6
	(2) 連結実質赤字比率	6
	(3) 実質公債費比率	8
	(4) 将来負担比率	9
2	資金不足比率	10

健全化判断比率及び資金不足比率の推移について

1	健全化判断比率	11
2	資金不足比率	11

地方公共団体財政健全化法

1 地方公共団体財政健全化法とは

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。この法律は、従前の財政再建団体制度を見直したものであり、財政破綻を未然に防止するため、平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標（健全化判断比率等）の公表が義務付けられました。また、平成20年度決算からは基準を超える団体は財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画を策定し、財政再建に取り組まなければなりません。

2 従来の制度との相違

	従来の財政再建法	地方公共団体財政健全化法
再建の仕組み	財政再建団体（レッドカード）の基準のみ	財政再生団体（レッドカード）の前に早期健全化団体（イエローカード）の基準が設けられました。
対 象	普通会計（地方公共団体の本体）のみ	普通会計（地方公共団体の本体）に、特別会計、一部事務組合、地方公社、第三セクター等を加えて判断します。
指 標	現金収支（フロー）の指標のみ	現金収支（フロー）に加えて、過去からの累積（ストック）に基づく基準が設けられました。
公 営 企 業	財政再建制度に準じ、早期是正機能がない	経営健全化基準が設けられました。

3 健全化判断比率等

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字の比率

② 連結実質赤字比率

全ての会計の実質赤字の比率

③ 実質公債費比率

公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率

④ 将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

(2) 資金不足比率

① 公営企業における資金不足比率

4 健全化基準（令和6年度）

	(参考)地方債協議 ・許可制移行基準	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 2.5～10.0%	財政規模に応じ 11.25～15.0%	20.00%
小金井市 (基準額)	4.08% (※1,047,184千円)	12.04% (3,089,718千円)	20.00% (5,132,421千円)
連結実質赤字比率	—	財政規模に応じ 16.25～20.0%	30.00%
小金井市 (基準額)	—	17.04% (4,372,823千円)	30.00% (7,698,632千円)
実質公債費比率	18.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

※（標準財政規模＋1,000億円）×1/120＝1,047,184千円

5 小金井市の健全化判断比率等の対象会計範囲

一 般 会 計 等			一 般 会 計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計					
			介護保険特別会計					
			後期高齢者医療特別会計					
	公営企業	法適用企業	下水道事業会計					
一 部 事 務 組 合 等		一 部 事 務 組 合	東京たま広域資源循環組合					
			湖 南 衛 生 組 合					
			十一市競輪事業組合					
			六 市 競 艇 事 業 組 合					
			市町村総合事務組合					
			昭 和 病 院 企 業 団					
			浅 川 清 流 環 境 組 合					
		広 域 連 合	後期高齢者医療広域連合					
		地 方 三 公 社	土 地 開 発 公 社					

※小金井市では、債務負担行為を設定し実質公債費比率算定においても土地開発公社と連結しています。

6 早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

7 財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなり、計画に総務大臣の同意を得ていなければ地方債の起債が出来なくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直し等をせざるを得なくなります。

8 計画の実施状況は？

計画の実施状況は、毎年9月30日までに公表され、取り組みが不十分な場合は、早期健全化段階では国または都道府県が、地方公共団体に対し必要な勧告を行うこととなります。財政再生段階においては国が、地方公共団体に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

9 議会や監査委員との関係は？

(1) 各指標の数値は、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表しなければなりません。

(2) 財政健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会の議決を経て、住民に公表されます。

また、その実施状況を毎年議会に報告し、公表しなければなりません。

(3) 早期健全化団体・財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について外部監査を受けなければなりません。

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：％)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率 ※1	連結実質赤字比率 ※1	実質公債費比率	将来負担比率 ※2
132101	東京都	小金井市	— (△9.38)	— (△14.43)	1.9	— (△13.7)

※1 黒字の程度を負の数値で()内に表記しました。

※2 将来負担の程度を負の数値で()内に表記しました。

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.04	17.04	25.0	350.0
25,662,107	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国统一のルールにより、計算した額です。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{25,662,107 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{25,662,107 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①－②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③－④)
一般会計(1)	59,777,516	57,299,030	2,478,486	68,969	2,409,517

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特 別 会 計 名	流動資産 ①	流動負債 ②	算入地方債 ③	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(①－②－③＋④)
下水道事業会計(2)	1,183,473	276,260	0	0	907,213

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特 別 会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①－②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③－④)
国民健康保険特別会計	10,916,759	10,785,743	131,016	0	131,016
介護保険特別会計	9,601,358	9,403,334	198,024	0	198,024
後期高齢者医療特別会計	3,330,388	3,271,486	58,902	0	58,902
合 計 (3)	23,848,505	23,460,563	387,942	0	387,942

連結合計(1) + (2) + (3)	3,704,672
---------------------	-----------

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公債費充当一般財源等額 A	1,209,387	1,115,653	1,024,320
公債費（一般会計等）	2,214,878	2,135,026	2,018,430
特定財源 都市計画税	△1,005,491	△1,019,373	△994,110
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	106,466	99,648	94,744
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	73,174	316,621	277,743
東京たま広域資源循環組合負担金	720	793	729
昭和病院企業団分担金	3,482	3,587	3,338
浅川清流環境組合	68,972	312,241	273,676
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	2,820	6,565	59,510
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの	2,820	6,565	59,510
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A + B + C + D + E)	1,391,847	1,538,487	1,456,317

○ 分母

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
標準財政規模	24,192,213	25,366,952	25,662,107
標準税収入額等	24,192,213	25,366,952	25,662,107
普通交付税	0	0	0
臨時財政対策債発行可能額	0	0	0
分母 合計 ②	24,192,213	25,366,952	25,662,107

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	953,423	865,773	717,464
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	26,375	23,456	21,256
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	26,623	23,864	23,651
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	56,441	108,648	112,604
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	5,630	4,454	4,612
控 除 合 計 ③	1,068,492	1,026,195	879,587

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質公債費比率（単年度） (①－③) / (②－③) × 100	1.39837	2.10467	2.32716
実質公債費比率（3年平均）	1.5	1.7	1.9

※小数点第2位以下切捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	17,222,247
債務負担行為に基づく支出予定額 B	1,067,925
依頼土地の買い戻しに係るもの（土地開発公社）	447,789
その他	620,136
公営企業債（下水道）の償還に充てる繰入金見込額 C	840,165
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	3,129,867
東京たま広域資源循環組合負担金	3,010
昭和病院企業団分担金	27,219
浅川清流環境組合	3,099,638
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	4,378,214
合 計 ① (A + B + C + D + E)	26,638,418

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	14,683,604
充当可能特定歳入見込額 B	8,048,503
都市計画税	8,048,503
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	7,321,537
合 計 ② (A + B + C)	30,053,644

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	25,662,107
うち普通交付税	0
うち臨時財政対策債発行可能額	0
合 計 ③ (A)	25,662,107

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	879,587
合 計 ④ (A)	879,587

分子 (①－②)	△3,415,226 千円	=	将来負担比率	— ※△13.7
分母 (③－④)	24,782,520 千円			

※将来負担の程度を負の数値で表記しました。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	— ※△59.4	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記しました。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,526,905 \text{ 千円}}$$

健全化判断比率及び資金不足比率の推移について

1 健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度	— (12.04)	— (17.04)	1.9 (25.0)	— (350.0)
令和5年度	— (12.06)	— (17.06)	1.7 (25.0)	— (350.0)
令和4年度	— (12.14)	— (17.14)	1.5 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合又は将来負担比率がマイナスの場合は、「—」と表示しています。

※ 早期健全化基準を()内に表示しています。

2 資金不足比率

(単位：％)

	特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
令和6年度	下水道事業会計	—	20.0
令和5年度	下水道事業会計	—	20.0
令和4年度	下水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足額がない場合は、「—」と表示しています。